

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（農村整備課）

一 趣旨

土地改良法の一部改正に伴い、農地中間管理機構関連の新たな基盤整備事業における特別徴収金についての規定を追加等するための改正

二 内容

- (一) 特別徴収金の規定を追加
- (二) 条例名を改正

三 施行期日

公布の日